

NGO・外務省定期協議会

「連携推進委員会」実施要項

2016年6月14日改訂

外務省国際協力局

NGO 側連携推進委員 一同

1. 趣旨・目的

本委員会は、日本の国際協力の発展のため、NGO と外務省の連携に関して、双方が相互に提案し、改善及び向上を図ることを目的とする。

2. 開催

- 1) 頻度：原則として年3回。この他、必要に応じて勉強会や意見交換会を随時開催する。
- 2) 開催地：年3回のうち、東京で2回、東京以外で1回の開催を検討する。
- 3) 議長：外務省と NGO が協力し、交互又は共同で行う。
- 4) 議事録：NGO・外務省双方で合意した議事録（逐語）を公式なものとする。また、双方合意の議事録は会議終了後1ヶ月以内を目処として公開する。なお、当日の配布資料も議事録とともに公開することを原則とする。

3. 参加者・運営体制

1) NGO 側

国際協力に携わる市民活動団体をメンバーとするネットワーク NGO（協議会、センターなどの関係者）の選出・推薦する者が NGO 側の委員を務め、会議に出席し、会議の運営に関する責務を負う。また、委員ではない、すべての NGO からの参加も可能とする。事務局は NGO 側連携推進委員の合議により決定する。

2) 外務省側

原則として NGO 担当大使を務める国際協力局幹部、民間援助連携室長のほか、議題に応じて然るべき担当課（室）からも出席する。また、副大臣・大臣政務官についても可能な限り出席を確保するよう努める。事務局は民間援助連携室が担当する。また、ODA 実施機関からのオブザーバー参加も可能とする。

4. 議題

- 1) 議題の範囲は、NGO と外務省の連携に関する事項全般とする。
- 2) 議題の設定にかかる手続きとしては、NGO 側は NGO 事務局より各 NGO 委員を通じて公募の上、意見を集約する。事前に NGO と外務省双方が提出した議題案を、双方の事務局を通じた調整・合意のもと、最終的に決定する。

(以上)